

【子ども：任意接種】 インフルエンザ予防接種費用の一部助成について

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、生後6か月から高校3年生までを対象にインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。

子どものインフルエンザ予防接種は、保護者や本人の意思、保護者の責任のもと任意で行われる予防接種です。

1 助成対象者：

接種時点で村に住所を有する生後6か月児～高校3年生(相当年齢を含む)

2 実施期間（助成期間）：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

※インフルエンザの流行は、1月上旬から3月上旬が中心です。

※インフルエンザワクチンは、効果が現れるまで約2週間程度かかり、約5か月間その効果が持続するといわれています。希望する場合はお早めに受けてください。

3 助成額：1回につき、上限1,500円を1人2回まで

(ただし、接種料金が1,500円を超えない場合は、接種料金までを助成)

4 接種場所：(【子ども】関川村インフルエンザワクチン接種実施医療機関)

村が指定するワクチン接種実施医療機関で接種する場合

① 右記の医療機関で実施しています。接種日・接種時間・ワクチンの在庫などは医療機関によって異なりますので、あらかじめ接種を希望する医療機関にお問い合わせください。

② 接種当日に、下記を医療機関に提出してください。

☐ 村の助成金申請書 ※裏面に申請書があります (記入もれに十分ご注意ください)

接種の都度、1人1枚の申請書が必要です。

※助成金申請書の用紙は、下記にあります。

本紙の裏面(コピー可)、役場窓口、医療機関、村のホームページ

☐ 母子健康手帳(または接種歴が分かるもの)

③ 接種後、医療機関に自己負担額(村の助成1,500円が差し引かれた額)を支払ってください。

指定医療機関以外で接種する場合(償還払い)

① 医療機関に各自で予約をしてください。

② 接種後、医療機関にいったん接種費用全額を支払ってください。

③ その後、令和7年1月31日(金)までに、健康福祉課で助成の申請手続きをしてください。

<申請手続きに必要なもの>

☐ 村の償還払申請書 ※村のホームページ トップ>くらしの情報>医療・介護・福祉>医療について>子どもの任意インフルエンザ予防接種費用の一部助成のお知らせ からダウンロードできます。

☐ 接種者名の記載のある接種費用領収書、振込先通帳(保護者名義)、母子健康手帳または接種済証

④ 申請を審査後、お支払いします。

※この文書は全世帯に配付しています。対象外の世帯に配布された場合はご容赦ください。

【子ども】関川村インフルエンザワクチン接種実施医療機関

かかりつけではない医療機関で接種される場合は、事前にかかりつけ医とよく相談してください。

地区名	医療機関名	電話番号	受け入れ年齢	備考
関川村	佐藤内科小児科医院	64-1047	6ヵ月～高校3年生 (相当年齢を含む)	
	関川診療所	64-1051	6ヵ月～高校3年生 (相当年齢を含む)	
荒川地区	荒川中央クリニック	50-5222	3歳～高校3年生 (相当年齢を含む)	
	県立坂町病院	62-3111	6ヵ月～高校3年生 (相当年齢を含む)	
神林地区	澤田医院	66-7811	1歳～高校3年生 (相当年齢を含む)	
	鈴木医院	66-5307	6ヵ月～高校3年生 (相当年齢を含む)	
村上地区	羽鳥医院	52-3097	6ヵ月～高校3年生 (相当年齢を含む)	
	瀬賀医院	58-2220	6ヵ月～高校3年生 (相当年齢を含む)	
	村上おかだクリニック	75-6150	小学生～高校3年生 (相当年齢を含む)	
	きむら内科クリニック	75-8500	10歳～高校3年生 (相当年齢を含む)	
	しぶや小児科医院	53-8787	6ヵ月～高校3年生 (相当年齢を含む)	<接種当日受付時間> 火～金曜日午後2時～3時 (インフルエンザ接種のみの場合)
	厚生連村上総合病院	53-2141	6ヵ月～中学3年生 (相当年齢を含む)	<来院による受付時間> 平日8時30分～午後5時 <電話による受付時間> 平日午後2時～4時

- ・助成金申請書に不備があると、医療機関では申請が受理されません。
(接種後、償還払い申請の対象となります。)

【問い合わせ】 関川村 健康福祉課 健康推進班 ☎ 0254—64—1472 (直通)

(裏面も必ずご確認ください)